

改正

令和5年3月23日告示第67号

多治見市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年規則第35号。以下「規則」という。）第2条第1号アに規定する第1号訪問事業及び同号イに規定する第1号通所事業を介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第1項第2号の規定により地域の人材等を活用して実施する介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス（以下「住民主体サービス」という。）に関する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(住民主体サービスの対象者)

第2条 住民主体サービスの対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等とする。

(実施団体登録申請)

第3条 住民主体サービスを実施しようとする団体は、住民主体サービス実施団体登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 従業者名簿（別記様式第3号）
- (3) 団体の規約

(実施団体登録等)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに審査の上、住民主体サービス実施団体（以下「実施団体」という。）としての登録の可否を決定し、住民主体サービス実施団体登録・不登録決定通知書（別記様式第4号）により、申請をした団体に通知するものとする。

(実施団体登録要件)

第5条 実施団体として登録できる団体は、市内に活動拠点を有し、多治見市生活応援員の認定に関する要綱（平成28年告示第291号）第3条の規定により生活応援員として認定された者が1人以上加入している団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多治見市自治組織の育成促進及び市政協力等に関する規則（平成13年規則第15号）第2条第2号に規定する町内会又は同条第3号に規定する区
- (2) 地域福祉協議会
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) ボランティア団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(廃止又は休止等の届出及び便宜の提供)

第6条 実施団体は、当該登録に係るサービスを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、住民主体サービス廃止・休止届出書（別記様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

2 実施団体は、休止したサービスを再開したときは、再開した日から10日以内に住民主体サービス再開届出書（別記様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

3 実施団体は、第1項の規定によるサービスの廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター及び規則第2条第1号アに規定する第1号訪問事業又は同号イに規定する第1号通所事業の実施者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(住民主体サービスの内容)

第7条 住民主体サービスの内容は、別表に定めるサービスのうち、実施団体が定めた内容とする。

(利用者負担額等)

第8条 住民主体サービスの利用者負担額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 訪問型サービス 1回につき200円を超えない範囲内で実施団体が定める額

(2) 通所型サービス 無料

2 前項の利用者負担額のほか、サービスの提供に実費が生じるときは、その費用は、利用者の負担とする。

(利用確認)

第9条 実施団体は、利用者がサービスを利用した時は、住民主体サービス確認簿（別記様式第7号）により、利用者の確認を受けなければならない。

(衛生管理等)

第10条 実施団体は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第11条 実施団体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報の保護及びプライバシーの尊重に万全を期すものとし、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、そのサービスの提供上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 実施団体は、前項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 実施団体は、傷害保険又は損害賠償保険に加入する等、事故発生に備えるとともに、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償しなければならない。

(実地指導)

第13条 市長は、実施団体が提供するサービスが介護予防サービスの一環としてのサービス水準が保たれていることを確認するため、適宜実地指導を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第67号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

サービスの種類		内容
訪問型サービス	短時間サービス (20分以内)	ごみ出し、電球の交換等軽易な支援
	通常サービス (45分以内)	掃除、調理、洗濯、買物代行等日常生活の支援
通所型サービス		体操、脳トレーニング等介護予防に繋がる支援